

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五八三号	田 口 公 子	昭和四十六年三月二十五日
鳥国薬第一二五四号	渡 辺 陽 子	二十七日
鳥国医第一五八四号	石 崎 文 子	四月 五日

鳥取県告示第三百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指定年月日
坂本医院	鳥取市元町二七二	外科、整形外科、内科、小児科、皮膚科	坂本 義博	昭和四十六年四月一日

鳥取県告示第三百六十六号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

山本外科医院	鳥取市末広温泉町一二五	外科、麻酔科	山本 穰	"
ノゾ医院	岩美郡国府町宮ノ下二八七	内科、小児科	野津登志子	十日
萩原医院	八頭郡河原町長瀬大月七四の九	内科、小児科	萩原 茂通	二日
瀬川医院	八頭郡船岡町船岡五八五の一	内科、小児科、放射線科	瀬川 昭夫	一日
岸 医 院	八頭郡河原町河原四八	婦人科、外科、産科	岸 良尚	"
浜村診療所	気高郡気高町浜村	内科、産婦人科	森 茂民	"
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一、七四〇	内科、消化器科、循環器科	中本 二郎	"
上山病院	鳥取市西町一丁目四五一	精神科、神経科	上田 治	十三日
タムラ病院	鳥取市瓦町一六一	外科、胃腸科、内科、小児科、呼吸器科	田村 裕雄	一日
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一―一五	婦人科、産科	日南町長木下太郎	"
荒金診療所	日野郡日南町生山六七一	歯科	荒金 和夫	"
山藤胃腸科、外科、内科、肛門科	鳥取市大塚町一七	胃腸科、外科、肛門科、循環神経科、呼吸器科、泌尿器科、皮膚科、整形外科	山藤 輝彦	"

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
石崎 文子	米子市愛宕町六八	鳥医第一五八四号	昭和四十六年四月五日

鳥取県告示第三百六十七号

八頭郡家町大字大坪七十六番地中本長寿ほか二十三人の者から設立認可申請のあつた郡家土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和四十六年四月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(大河内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十号

江府町長から申請のあつた江府町宮土地改良(武庫地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十一号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市宮土地改良(金沢地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十二号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（北村地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十三号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（東桂見地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十四号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（福井地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（上味野地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（賀露地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十七号

鳥取市長から申請のあつた鳥取市営土地改良（伏野地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十八号

倉吉市長から申請のあつた倉吉市営土地改良(大平地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十九号

中山町長から申請のあつた中山町営土地改良(羽田井地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良(豊成地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十一号

福部村長から申請のあつた福部村営土地改良(湯山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十二号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(蔵内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十三号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(河原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十四号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良(今泉地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十五号

三朝町長から申請のあつた三朝町営土地改良(本泉地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十六号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(尾峰地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十七号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(池谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十八号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(白髪山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十九号

気高町長から申請のあつた気高町営土地改良(陸逢地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十号

江府町長から申請のあつた江府町営土地改良(洲河崎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十一号

江府町長から申請のあつた江府町営土地改良(保野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月十三日から用途廃止した。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市正蓮寺字小丸山二五二番地先から二四五ノ二番地先まで		七一・二九	道路敷

鳥取県告示第三百九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月十三日から用途廃止した。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積(平方メートル)	用途
"	鳥取市相生町三丁目四〇一番地先から三〇〇ノ五番地先まで	三七〇・一〇	道路敷
"	四一八番地先から四九九ノ三番地先まで	三九三・三〇	"
"	二〇〇ノ一九番地先	五九・二二	"
"	四一一番地先から四九九ノ三番地先まで	一、〇三九・三四	水路敷
"	四〇〇ノ三一番地先	一九・〇〇	"
"	二一六ノ一番地先	六七・八七	"

鳥取県告示第三百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 園急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号
東伯郡 泊村 園 西川 七四一 一号

七四五ノ一 二号及び十五号

七四七ノ一 三号、四号、十三号及び十四号

七五五ノ一 五号から十号まで及び十二号

七六八 十一号

七四五ノ二 十六号

二 八橋急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

東伯郡 東伯町 八橋 大日峯 五五五 一号、二号及び八号

無番地 三号

五四七 四号

五四八 五号

五五一ノ一 六号

五五三 七号

三 亀崎急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二十三号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱三十五号と二十三号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

東伯郡 赤碕町 別所 笠取坂峯 五四六 一号

七八九ノ一 二号から八号及び十八号から二十一号まで

赤碕 東松谷 六次一 九号

五 十号

別所 笠取坂峯 七九〇ノ二 十一号及び十七号

七九一 十二号

笠取坂の 五〇二ノ一 十三号、十四号及び十六号

上平畑 五〇二 十五号

笠取坂峯 五四四ノ一 二十二号

松谷 海道之上 五〇四 二十三号から二十九号

五〇四 まで及び三十三号から三十五号まで

五〇四内 第三 三十号

五〇五 三十一号

五〇四次一 三十二号

四〇一 三号

尾張急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

東伯郡 赤碕町 尾張 宮の上 三九九 一号、二号、十七号及び十八号

五 福居急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱五号と一号を結んだ線に囲まれた区域

- 郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号
- 日野郡 溝口町 福居 谷口 九五〇 一号
- 九五二 二号及び三号
- 九五三 四号
- 九五二 五号

鳥取県告示第三百九十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年四月十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町 三五四 有限会社東信商事 代表取締役 田村 梅 治	鳥取市正蓮寺字小丸山 二四五ノ一の一の部 二四五ノ一 地先農道の一部 字細谷二六一ノ一の一部 一六一ノ一 地先雑種地の一部 字前田 一二七ノ三三の一部	幅員 五・〇〇 メートル 六・〇〇 メートル 延長 八六・八〇 メートル

鳥取県告示第三百九十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき昭和四十三年七月二十六日指定した道路の位置の指定の一部を次のとおり廃止したので、建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)第十三条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路位置の指定の廃止場所	廃止する道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町 三五四 有限会社東信商事 代表取締役 田村 梅 治	鳥取市正蓮寺字前田二七ノ一〇の一部 二七ノ一一 二七ノ一五 二七ノ一六	幅員 五・〇〇 メートル 延長 七〇・五〇 メートル

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

“ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “

一二七ノ一七”
 一二七ノ一八
 一二七ノ一九の一部
 一二七ノ三四
 一二七ノ三五
 一二七ノ三六
 一二七ノ三七
 一二七ノ三八
 一二七ノ四四
 一二七ノ四五
 一二七ノ四六
 一二七ノ四七
 一二七ノ四八
 一二七ノ四九

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】